

# 介護保険料について

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、介護サービスの利用状況などをもとに「3年ごと」に見直すことになっています。

町では、令和2年度に「介護保険事業計画」の見直しを行い、今後3年間に必要とされる介護サービス費用を推計したうえで令和3年度から令和5年度までの3年間の保険料を定めました。

## 越生町の基準額：67,800（年額）

☆ この基準額を中心に、所得に応じた負担となるよう下表のとおり「10段階」の保険料に区分しました。

☆ 保険料の段階は、各年度の所得などにより変わることがあります。

保険料段階	対象者	保険料額(年額)
第1段階 基準額×0.30	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税で、前年における本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	20,300円
第2段階 基準額×0.50	世帯全員が市町村民税非課税で、前年における本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	33,900円
第3段階 基準額×0.70	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当しない方	47,400円
第4段階 基準額×0.90	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	61,000円
第5段階 【基準額】	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方	67,800円
第6段階 基準額×1.20	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	81,300円
第7段階 基準額×1.30	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	88,100円
第8段階 基準額×1.50	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	101,700円
第9段階 基準額×1.70	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	115,200円
第10段階 基準額×1.80	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	122,000円

## ■合計所得金額とは

合計所得金額とは、総合課税分(年金や給与、配当など)と申告分離課税分(株式の譲渡所得、土地建物等の譲渡所得など)等の所得の合計金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除を引く前の金額です(地方税法第292条第1項第13号)。

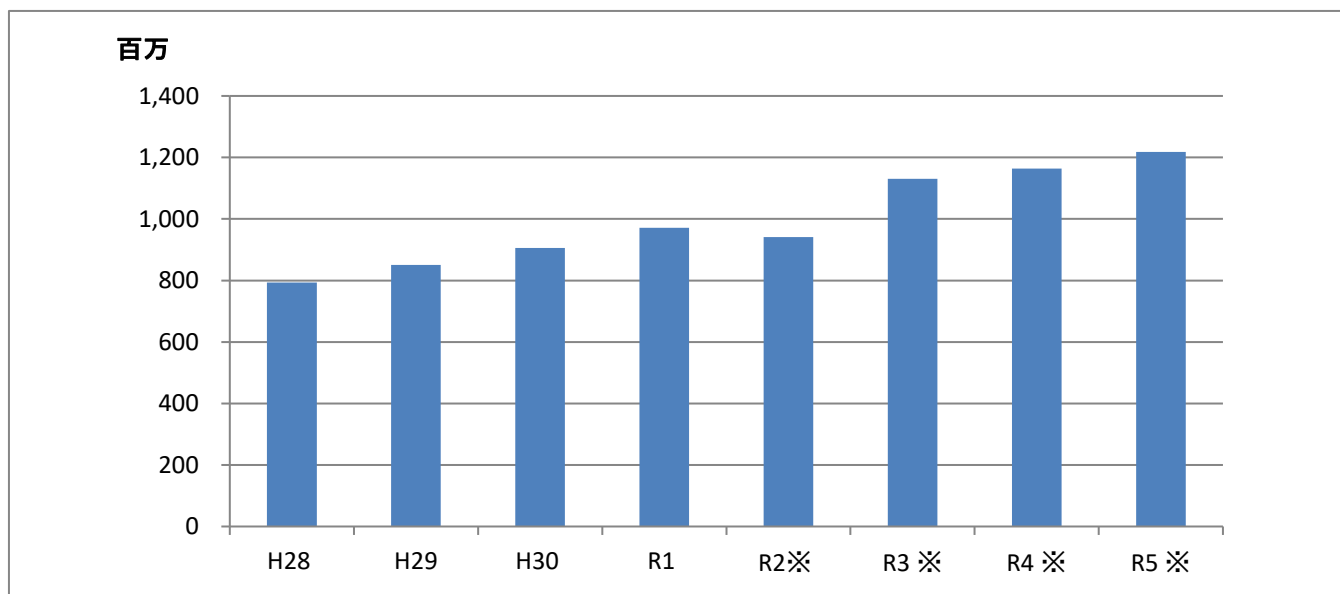
また、申告分離課税分の譲渡所得がある場合は**特別控除後の金額**、繰越損失がある場合は繰越控除前の金額をいいます。

なお、保険料段階が第1から第5段階までの方の保険料段階判定においては、年金収入に係る所得を控除した金額で判定します。

## ■保険料の現状と変更された内容等

### ①介護サービス費の増加

介護サービスに要する費用は、年々増加し、今後も増加が見込まれます。



※見込額

### ②消費税引き上げに伴う軽減

令和元年10月以降の消費税引き上げに伴い、第1段階から第3段階までの保険料が下記のとおり軽減されます。

○第1段【軽減前】基準額×0.50=33,900円  
【軽減後】基準額×0.30=20,300円

○第2段【軽減前】基準額×0.75=50,800円  
【軽減後】基準額×0.50=33,900円

○第3段【軽減前】基準額×0.75=50,800円  
【軽減後】基準額×0.70=47,400円

## ■新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がるなどした第1号被保険者(65歳以上の方)に対して、介護保険料を減免する制度があります。

お問い合わせ先:越生町役場 健康福祉課 高齢者介護担当